

# 今月の経理情報

2006年 11月

今回のテーマ： デット・エクイティ・スワップ (DES) の税務上の改正

会社法施行に伴う法人税法の改正により、株式の発行又は自己株式の譲渡をした場合（一定の場合を除く）に増加する資本金等の額は「払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額」とされました（法二十六、法令八―）。

この改正により金銭以外の資産を現物出資した場合、その「時価」により拠出資本を認識することとなり、DESについても消滅した債務の額ではなく対象債権の時価とすることが明確化されました。

## 券面額から評価額へ

DESについては、従来から券面額説と評価額説との2つの考え方がありましたが、現物出資価額の相当性に係る検査役の調査において、東京地裁が券面額説を採っていたこともあり、債務金額を資本金等に振替えるのが一般的でした。

<債務者側>

借入金 10百万円 / 資本金等 10百万円

今回の改正で、増加した資本金等の額は対象債権の時価相当額とされ、消滅した債務の額とに差額がある場合には債務消滅益が生じます。

（例）対象債権の時価を7百万円とすると、

<債務者側>

借入金 10百万円 / 資本金等 7百万円

債務消滅益 3百万円

## 企業再生に影響も

DESは財政状態が悪い会社の自己資本健全化のために行われることが多く、債権の時価が債務金額を下回りますと消滅益が生じ、税務上の繰越欠損金がなければ課税関係が生じるため、事業再生に大きな影響を及ぼすこととなります。

この改正に伴い会社更生法・民事再生法等一定の要件を満たす場合には過去の期限切れの欠損金を債務消滅益に充当できる改正も行われましたが、適用は厳格なものとなっています（法59）。

### お見逃しなく！

1. この規定は会社法施行（平成18年5月1日）後に行われたDESについて適用されます。
2. 会社法では、弁済期が到来している金銭債権を券面額以下で現物出資を行う場合は、検査役などの調査等は一切不要となりました。